

下水道排水設備指定工事店一覧

商号及び名称	所在地	電話番号
朝田産業(株)都留支社	古川渡536-2	43-3273
(有)星野設備工業所	小形山486	43-8581
環境管理開発(株)	四日市場23-1	43-2471
正木興業(株)	大月市大月町花咲1692-1	23-1291
小笠原設備(有)	大月市初狩町下初狩370	25-6717
(有)佐藤商店	桂町1173-8	43-4174
(有)原田設備	大月市猿橋町殿上330	22-1783
宝栄設備	中津森73	43-3782
(有)志村水道工事店	法能935	43-3798
岩瀬設備工業	小形山1713	43-8533
(有)太田水道工務店	上谷6-11-7	43-8822
朝日設備工業所	朝日曾雌1883	48-2323
重森工業	小野829	43-5846
奥秋織物(株)	中津森197	43-3343
小保管工設備(有)	四日市場863-2	45-7120
谷内建設(株)	盛里20	43-6017
奥脇管工(有)	大月市七保町下和田379-1	22-6312
小林設備	大野17-1	45-2070
(有)中野工業所	小野431	43-5220
(有)高井設備	上野原市秋山3501	56-2541
(株)小林工務店	田野倉838	43-8007
(有)オカダ管工	上野原市鶴島1112	63-5247
(株)中央浄化槽管理センター	大月市猿橋町小沢1590	23-1323
宮下設備工業(株)	富士吉田市上吉田1318-17	0555-22-5084
丸佐設備	鹿留878	45-1123
梶原設備工業	富士河口湖町船津910	0555-72-0172
高野熱設備(株)	富士吉田市上吉田3693-5	0555-24-2323
熊坂建設(株)	田野倉448	43-8252
(有)佐藤設備	南都留郡道志村6167	52-2417
(株)原田組	朝日曾雌323	48-2106
小幡管工(有)	朝日曾雌1853	48-2045
宝永工業(株)	法能785	43-6407
共和設備	田野倉272-3	43-8190
天野組土建(株)	大幡1906	43-5535

商号及び名称	所在地	電話番号
もりしま創備	大幡53-3	45-0593
大信建設(株)	小野40-2	43-3407
(株)ソウマ工業	大月市大月町花咲1271-26	22-0007
富士冷熱(株)	富士吉田市上吉田1166-7	22-1530
天野設備	境283-3	45-2429
尾上水道工事店	鹿留224-1	43-0533
(株)一水工業都留営業所	夏狩2134-1	43-0200
めぐみ設備工業	富士吉田市小明見1709	23-0819
(有)はやし設備	富士河口湖町大石2875-1	0555-76-6630
(有)大都留清掃社	大月市大月町花咲1137-10	22-1543
(株)オオモリ設備	忍野村忍草2932	0555-84-2379
(有)杉本工務所	四日市場1119	43-3222
(有)石川工務所	上谷3-6-25	43-2346
秦設備工業	鹿留1982-1	43-7026
水仕事 小林配管	中央2-3-20	45-1317
桑田設備	大月市賑岡町畑倉939-1	24-7536
甲和管工業	甲府市国母5丁目18-4	055-227-7266
(有)薬山設備	田原3-1-26	43-0368
(有)大月衛生社	大月市富浜町宮谷311-1	23-0886
サンセイ	大月市大月2-23-21	090-3522-3193
山英建設(株)	法能2504	43-7013
(株)サンエイ	富士吉田市松山1606-2	0555-23-9296
旭水道設備	小形山635-3	45-2715
(株)美沢屋	大月市大月町真木2221	23-0148
高村設備工業(株)	山中湖村山中857	0555-62-1181
三枝設備(株)	西桂町小沼1509	0555-25-3287
星野水道工事店	大月市御太刀1-2-3	22-1757
(株)日設工業	甲府市湯村3-5-21	055-251-4891
大博管工	富士吉田市下吉田5246	0555-22-4863
日昇総合設備(株)	甲府市德行3-6-23	055-237-8891
(有)スマイル設備	富士吉田市上吉田4590-33	0555-22-7394
マスタ設備	大月市七保町下和田605-11	22-4788
(株)丸大産業	井倉694	45-4141
タナカ興建(株)	鹿留500-1	43-5802
甲府住宅設備(株)	甲府市德行2-10-40	055-228-8821

住宅の新築・増改築

浄化槽設置補助金制度を「ご存知ですか。」

またはトイレを改修される方へ

各家庭や事業所などで現在使用している浄化槽は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の2種類がありますが、平成13年4月の浄化槽法の改正により単独処理浄化槽が廃止され、合併処理浄化槽への転換に努めることが法律で定められました。

合併処理浄化槽は各家庭の生活環境の改善と地域環境の改善及び公共用水域の保全について、下水道と同等の機能を有するため、国・県・市とも合併処理浄化槽設置者に補助金を交付するなど積極的に支援しており、補助の対象となる区域及び金額または対象者は補助金交付要綱により定められています。

補助金交付の概要

○補助対象区域  
都留市公共下水道事業認可区域外(詳細は下水道課へお問い合わせください。)

○補助対象者

都留市に居住している者及び居住が確実な者で、処理能力が50人以下の浄化槽を設置する者。

○補助対象となる建物

専用住宅に限る。(併用住宅の場合は居住に供する面積が全体の1/2以上を有すること。)

○補助の対象から除かれる者

建築確認済証の交付を受けていない者、設置届けを提出しない浄化槽を設置する者、販売または賃貸の目的で浄化槽付住宅を建築(増改築を含む)する者、専用住宅または土地の借受人で浄化槽の設置に関し貸付人の承諾が得られない者。

○補助金額

人槽区分	補助限度額
5人槽	354,000円
6人槽	411,000円
7人槽	411,000円
8人槽	519,000円
10人槽	519,000円

問合せ先 下水道課 庶務担当